令和８年度尼崎市国民健康保険料
収納業務委託に係る募集要項

令和７年１１月
尼崎市保健局健康増進担当
国　　保　　年　　金　　課

令和８年度尼崎市国民健康保険料収納業務委託に係る募集要項

この要項は、令和８年度尼崎市国民健康保険料収納業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績を持った業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

１　業務概要

⑴ 業務内容

別紙「令和８年度尼崎市国民健康保険料収納業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

⑵ 委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

※契約初年度は上記に定める期間とするが、本市が業務実績を良好と判断した場合においては契約に支障をきたす場合を除き、令和９年度及び令和１０年度においても、同種の契約を行うこととする。

⑶ 提案上限額

９２，１０１千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※次年度以降の契約についても同額を上限額とする。

２　応募資格要件

本業務の選定に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業又は共同事業体とする。また、参加表明後に要件を満たさなくなった場合は失格とする。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑵ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成３０年７月１０日市長決定）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

⑶ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

⑷ 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

⑸ 代表者及び役員に禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

⑹ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。

⑺ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

⑻ 次のいずれかに該当しないこと。

ア　暴力団対策法（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行うものであると認められるとき。

イ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は間接的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ウ　尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

⑼ 公租公課の未納がないこと。

⑽ 尼崎市と同規模の地方公共団体等において、本委託業務と同等または類似した業務を履行した実績があること。

⑾ プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。

⑿ 仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

３　主なスケジュール

募集要項の公表	令和７年１１月２８日（金）
質問票の受付期限	令和７年１２月５日（金）まで
質問の回答	令和７年１２月１２日（金）までに本市ホームページ上に掲載する。
申込締切（書類提出期限）	令和７年１２月１７日（水）午後５時まで
プレゼンテーションの実施	令和８年１月下旬予定
選定結果の通知	令和８年１月下旬予定
業務開始	令和８年４月１日（水）

４　応募手続等に関する事項

⑴　受付期間

令和７年１１月２８日（金）から同年１２月１７日（水）まで

受付時間は、午前９時から午後５時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

⑵　受付場所及び方法

応募書類は持参又は郵送（必着）により当課まで提出すること。郵送による提出の場合、封筒に「プロポーザル応募書類在中」と朱書きの上、書留郵便や宅配便等、受取人が受領したことを確認できる方法を用いること。

持参又は郵送以外の方法による提出は受け付けない。

提出先は「11　提出先・問い合わせ先」のとおり。

⑶　応募書類等

部数：正本１部、副本８部（副本は複写可）

ア　参加申込書（様式１）

イ　会社概要（様式２）

※貸借対照表及び損益計算書（直近３年分）を添付すること

ウ　企画提案書（様式３または任意様式）

※見積内訳書及び催告業務のフロー図（募集要項の別紙２参照）を添付すること

※任意様式を用いる場合、様式３の項目及び記載内容に留意するとともに、表紙を含め４０ページ以内（両面２０ページ以内）とすること

エ　納税証明書（地方税及び国税に係るもの）

オ　代表者印鑑登録証明書

カ　登記事項証明書

キ　プライバシーマーク（Ｐマーク）やＩＳＭＳ認証等、情報セキュリティにかかる有資格者確認書類の写しや、個人情報保護に関する取組状況が分かる書類

（以下、共同事業体のみ）

ク　共同事業体構成表（様式４）

ケ　共同事業体委任状（様式５）

コ　共同事業体協定書

⑷　応募辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式６）を提出すること。

⑸　応募書類等の留意事項

ア　応募書類等は、Ａ４用紙に印刷された縦綴じの文書で提出すること。
イ　同一事業者及びその関連事業者が、複数の提案をすることは認めない。
ウ　企画提案書は仕様書に基づき、後述する「８　審査基準」を満たす正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないよう留意すること。また、専門知識を有しないものでも理解できるよう、平易な表現で記載すること。
エ　プロポーザル応募に要する費用は、全て事業者負担とする。また、契約しなかった場合も同様とする。
オ　提出される全ての資料は、選考結果にかかわらず返却しない。
カ　応募書類は、応募事業者に無断で使用しない。ただし、契約締結後に尼崎市情報公開条例（平成１６年尼崎市条例第４７号）に基づく公文書公開請求があった場合、同条例の規定に基づき開示することがある。

5　本募集要項に関する質問の受付等

⑴　質問の受付期間
令和７年１１月２８日（金）から同年１２月５日（金）まで
受付時間は、午前９時から午後５時まで（日曜日等を除く。）

⑵　質問方法
質問書（様式７）に質問事項を記入の上、電子メールにより当課まで送信すること。
電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
問い合わせ先は「11　提出先・問い合わせ先」のとおり。
※なお、メール送信にあたっては、送信した旨を当課へ電話連絡すること。

⑶　回答方法
質問に対する回答は、質問者名を伏せて、質問内容と合わせて市ホームページ上に公表する。

6　プレゼンテーションに関する事項

⑴　実施時期
令和８年１月下旬
詳細な開始日時及び場所については、応募業者に別途通知する。
なお、応募業者が５者を超える場合は、事前に書類審査を行い上位５者を選定する。選定結果については応募者全員に電子メールで通知する。

⑵　方法
発表時間　２０分以内、質疑応答時間　２０分程度

⑶　選定結果
選定結果については、採否にかかわらず事業者に書面にて通知後、契約候補者として選定した者の事業者名及び総合評価点を本市ホームページで公表する。

⑷　プレゼンテーションの留意事項
ア　後記する「８　審査基準」に定める項目について、プレゼンテーションにより説明すること。
イ　プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づいて行い、差替え及び訂正並びに期限後の提出は不可とする。ただし、企画提案書の内容をプレゼンテーション用に編集することは可能とする（追加提案等は不可）。
ウ　プレゼンテーションの実施要員は特に指定しないが、本市業務の主たる担当者が同席するとともに、実務に関する質問も行うため、質疑にその場で回答できる者が参加すること。質疑に対する回答は、その時点での回答を正式回答とし、後日の回答及び回答内容の修正は認めない。
エ　プレゼンテーション実施に際し、プロジェクター、スクリーン及び電源が必要な場合は、事前に申し出ること。その他の機材が必要な場合は、当日持参すること。

7　審査方法

⑴　選定は、令和８年度国民健康保険料収納業務委託に係る契約候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において行う。

⑵　応募書類、プレゼンテーション及び応募業者への質疑応答の内容は、後記する「８　審査基準」に基づき公平かつ客観的に数値化して採点し、総合評価点が第１順位の者を契約候補者として選定する。

⑶　最高得点の者が複数あった場合には、選定会議において協議により選定する。

⑷　第１順位の者と契約が締結されなかった場合は、第２順位以下の者を契約候補者とする。

⑸　応募が１者の場合であっても選定会議を開催し、審査の結果、企画提案書の内容等が仕様を満たしていると認められた場合には、その者を契約候補者として選定する。

⑹　契約候補者の各審査項目及び総合評価点が一定基準を満たさない場合は、上記の限りではない。

8　審査基準

別紙１「審査基準」を参照すること。

9　契約締結に関する事項

⑴　選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

⑵　次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア　契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ　契約締結時までに上記２の応募資格要件を欠いていることが判明したとき

ウ　見積金額が提案上限額を超過したとき

エ　契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ　その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

⑶　契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

⑷　本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの契約内容を確約するものではない。また、議会の承認が得られない等により、本業務に関する令和８年度予算が成立しない場合や、国及び共同保険者たる県の方針及び本市の方針が変更となった場合、契約を締結しないまたは解除することができる。

なお、これに伴って生じる損失について、市は損害賠償の責を負わないものとする。

10　人権尊重の遵守

応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

11　提出先・問い合わせ先

〒660-8501　兵庫県尼崎市東七松町１丁目 23 番１号 尼崎市役所 南館１階

尼崎市保健局　健康増進担当　国保年金課　収納推進担当

担当者：中村・中井

ＴＥＬ：06-6489-6434

ＦＡＸ：06-6489-4811　　メール：ama-kokuhonenkin@city.amagasaki.hyogo.jp

以　上

別紙１

審査基準

審査項目	審査基準
1　基本事項への理解	本事業の業務内容を十分理解しているか。
2　目標設定・効果額	実施する業務内容について目標達成のプロセス及び算出方法が明確であり、目標効果額の設定が委託料と比較して十分な額となっているか。
3　業務の具体的な方策	電話催告業務（申告勧奨業務も含む）において、被保険者等との接触率、反応率及び収納率の向上等に寄与することを目的とする具体的かつ独自性のある方策があるか。
	訪問催告業務（申告勧奨業務も含む）において、被保険者等との接触率、反応率及び収納率の向上等に寄与することを目的とする具体的かつ独自性のある方策があるか。
	SMS催告業務（申告勧奨業務も含む）において、被保険者等との接触率、反応率及び収納率の向上等に寄与することを目的とする具体的かつ独自性のある方策があるか。
	仕様書に記載している催告のほか、事業者独自の新たな催告業務等の提案をし、収納率向上に努めているか。
	目標が達成できなかった場合及び実績や効果がみられない場合の対応について明記されているか。
4　個人情報の管理	仕様書に記載しているデータ保存媒体等の受取り及び受渡方法や搬送方法について、十分な体制が整えられているか。
	ウイルス感染及びデータ保護について、十分な対策が講じられているか。
	個人情報保護について、十分な対策が講じられているか。
5　危機管理能力	不測の事態が発生したときの対応体制が確立されているか。
6　人員・人材・組織体制	業務を円滑に遂行できる人員・人材、組織体制及び機材を有しているか。同種の業務経験者を配置しているか。従事者に対する研修内容及び実施方法についての具体的な記載があるか。
7　問い合わせ対応	被保険者からの問合せに対して十分な回答ができ、回答するために適切な対策を講じているか。
8　分析・報告	毎月の業務状況及び本市での課題等を適切に分析し、報告を行うことができるか。また、収納率向上に向けた立案が行えるか。
9　見積金額	提案された業務実施方法に見合った妥当な価格の委託料であるか。 委託料の根拠・内訳が明確であるか。
10　業務実績	これまでに国民健康保険料、税又は国民年金保険料等の催告業務受託実績があるか。
11　その他の提案事項	本市の要求内容以外で、本市にとって有益な提案事項があるか。 その他評価・特筆すべき事項があるか。

（1）市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）は10％加算、準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者）は5％加算
（2）事業実施に際して、市内在住者の雇用を行う提案があれば5％加算

保険料未納世帯への催告業務月間スケジュール（現行例）

【通常催告スケジュール】

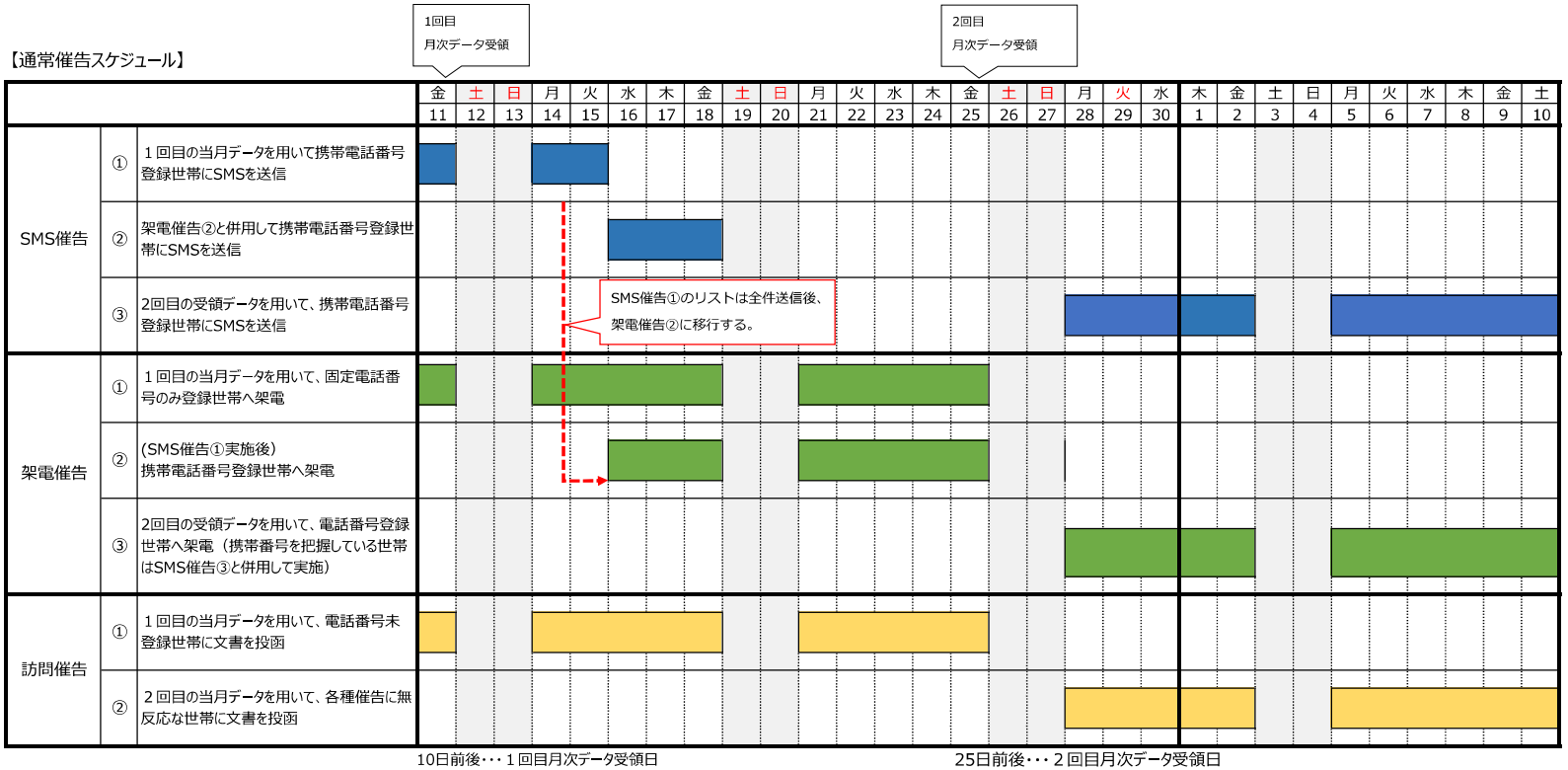

※　携帯番号を把握している世帯については、SMS催告と架電催告を交互に複数回実施し、双方の催告に反応がない世帯については訪問催告を実施している。
固定電話番号のみを把握している世帯については、架電催告を複数回実施し、当該催告に反応がない世帯については、訪問催告を実施している。
携帯番号、固定電話番号ともに把握していない世帯については、1か月を通して訪問催告を実施している。
上記催告を行う中で、必要に応じて、口座振替登録の案内を行っている。　なお、これらの催告に応じない世帯については、別途強化催告を実施している。

【督促勧奨スケジュール】

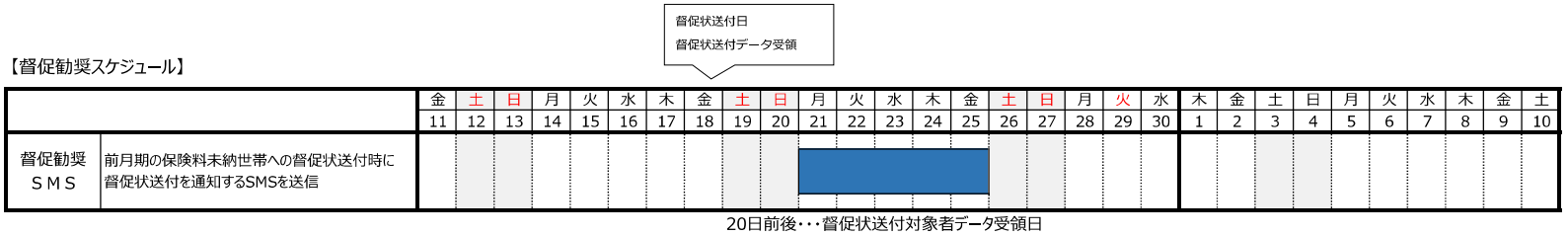

※　督促状送付の通知SMSを送付している期間は、通常のSMS催告は実施していない。

別紙２